

# 学校生活における児童生徒等のマスクの着用について

基本的考え方

糸満市教育委員会

今般の基本的対処方針の変更後においても、基本的な感染対策の重要性は変わるものではなく、引き続き徹底的な感染対策（「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等）を徹底していく必要があります。

屋内で活動する場合には  
原則マスクの着用を推奨

但し、身体的距離が2  
m以上確保でき、会話を  
ほとんど行わない  
場合は不要

但し、身体的距離が  
十分確保できず、  
会話を行う場合は  
着用を推奨

屋外で活動する場合や登下校  
では原則マスクの着用は不要

熱中症等の健康被害が発生す  
るおそれがある場合には原則  
マスクの着用は不要

体育の授業や運動部活動での  
場面ではマスクの着用は不要

但し、十分な身体的距離が  
確保できない状況で、呼吸  
ができなくなるリスクや熱  
中症のリスクがない場合  
には着用を推奨

活動中以外の場面ではマスク  
着用を含めた感染対策が必要  
(更衣室や集団での移動時等)

